

令和4年度 さいたま市総合振興計画外部評価委員会（第1回）

次第

日時 令和4年7月13日（水）

18時～

場所 市役所本庁舎 2階 特別会議室

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 委員自己紹介
- 4 委員長、副委員長及び委員長職務代理者の選出
- 5 議題
 - (1) さいたま市総合振興計画外部評価委員会の趣旨・進め方
 - (2) さいたま市総合振興計画の計画体系について
 - (3) 施策「文化芸術活動の促進」について
 - (4) 施策に関する意見交換
- 6 閉会

〔 配付資料 〕

- 資料1 さいたま市総合振興計画外部評価委員会委員名簿
- 資料2 さいたま市総合振興計画外部評価委員会席次表
- 資料3 さいたま市総合振興計画外部評価委員会の趣旨・進め方
- 資料4 さいたま市総合振興計画の計画体系について
- 資料5-1 施策「文化芸術活動の促進」 施策の説明シート
- 資料5-2 施策「文化芸術活動の促進」 施策評価シート
- 参考 さいたま市総合振興計画外部評価委員会設置要綱

令和4年度 さいたま市総合振興計画外部評価委員会 委員等名簿

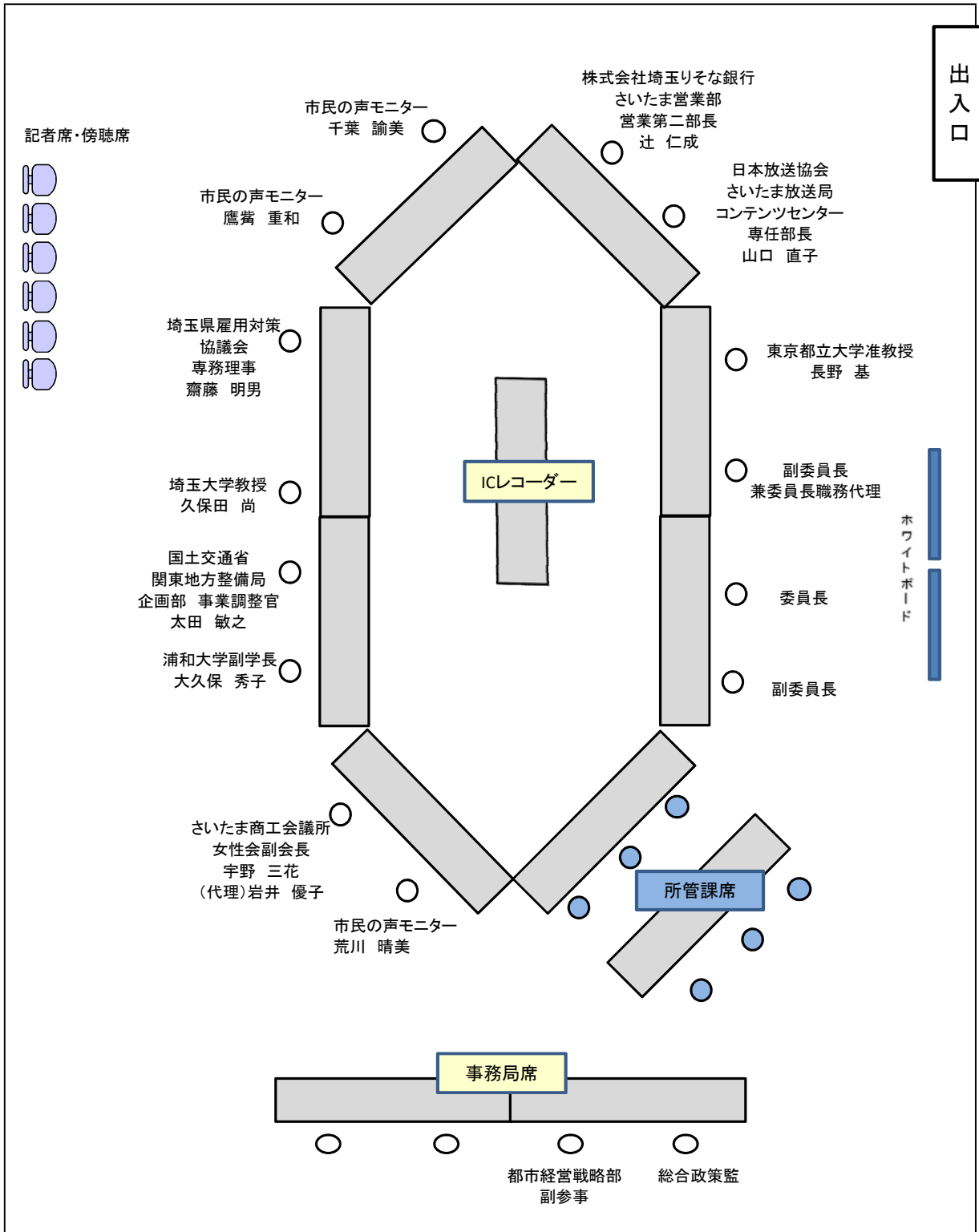
(敬称略、五十音順)

氏名	団体名・職等
荒川 晴美	市民の声モニター
宇野 三花 (代理出席：岩井優子)	さいたま商工会議所女性会副会長
大久保 秀子	浦和大学副学長
太田 敏之	国土交通省関東地方整備局企画部事業調整官
久保田 尚	埼玉大学教授
齋藤 明男	埼玉県雇用対策協議会専務理事
鷹觜 重和	市民の声モニター
千葉 諭美	市民の声モニター
辻 仁成	株式会社埼玉りそな銀行さいたま営業部営業第二部長
長野 基	東京都立大学准教授
東谷 良子	埼玉弁護士会弁護士
山口 直子	日本放送協会さいたま放送局コンテンツセンター専任部長

御欠席

【事務局】

総合政策監		山中 浩太郎
都市経営戦略部	副参事	星野 正明
同	主幹	高橋 格
同	主査	井口 保宏
同	主任	森山 豪也
同	主任	北岡 弘多



委員会の趣旨

◆名称

さいたま市総合振興計画外部評価委員会

◆目的

さいたま市総合振興計画に掲載された施策及び事業に関する進捗度及び成果等について意見を聴取する

◆構成

名簿のとおり(12名)

今年度の委員会の議題と開催予定

1 委員会の議題

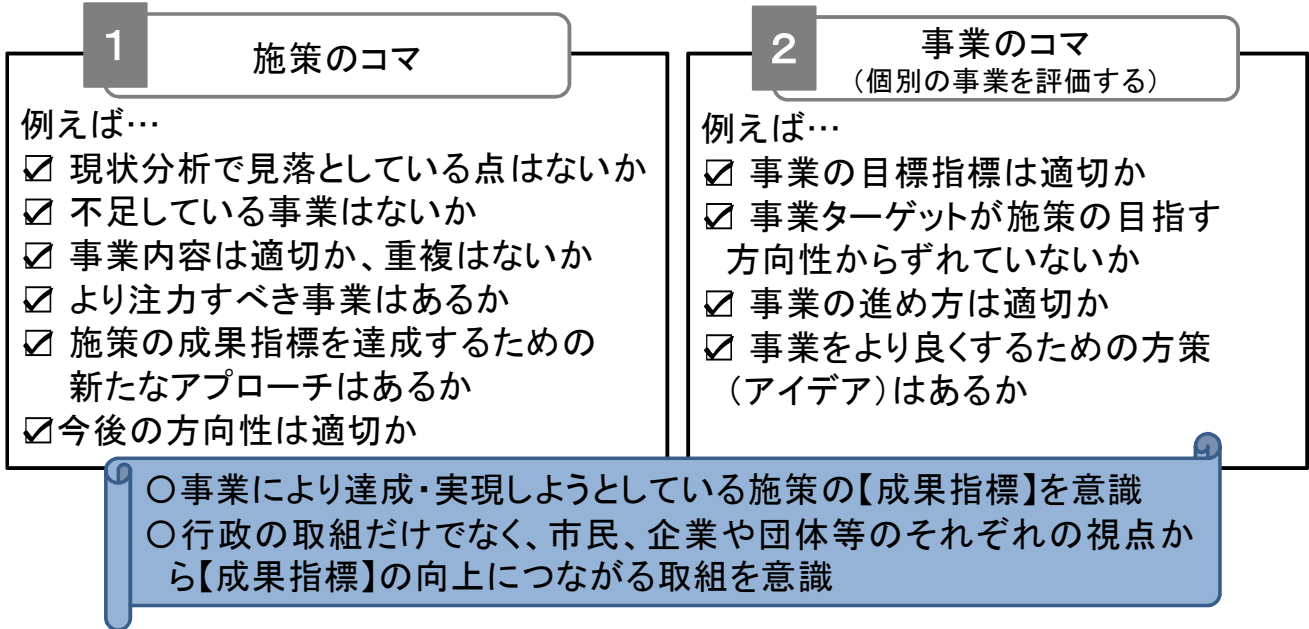
- ① 施策の外部評価
※進捗に課題のある施策より選定
- ② 事業の外部評価
※進捗に課題のある施策を構成する事業より選定
- ③ 国の地方創生交付金を活用している事業の外部評価

2 開催日程

	日時	議題	テーマ	開催場所
第1回	7月13日(水) 18時～20時	①	【施策】文化芸術活動の促進(問題点の共有)	特別会議室 (市役所2階)
第2回	7月22日(金) 9時～12時	②	【事業①】市民による文化芸術活動の支援の充実 【事業②】ジュニアソロコンテストの開催による若手の人材育成 【事業③】各文化施設の特性を活かした文化芸術の鑑賞機会の充実	
第3回	7月29日(金) 14時～17時	① ③	【施策】文化芸術活動の促進(解決策の検討) 【事業】「さいたまスポーツシュール」の活用推進 (さいたま市版スポーツオープンイノベーションプラットフォーム(SOIP)の構築支援)	

評価の方法及び観点

評価対象施策・事業（選定理由）	外部評価の方法
議題①・②（進捗に遅れのある成果指標に着目して選定）	施策のコマと事業のコマを実施
議題③（国の交付金を活用している事業）	事業のコマのみを実施



外部評価(意見交換)の進め方

施策のコマ（第1回及び第3回前半）

※所要時間は目安です

第1回

- 1 事務局より評価対象施策の位置づけを説明 5分
- 2 所管課より施策概要の説明・質疑応答 15分
- 3 問題点の共有
 - (1) 問題点についての意見出し（付箋記入→発表） 30分
 - (2) まとめ（意見のグループ分け）・意見交換 20分

第2回 施策を構成する個々の事業について意見交換

問題点について
市民の声モニター
へアンケート実施

第3回前半

- 1 評価対象施策に係る問題点の再確認 5分
- 2 解決策の検討
 - (1) 解決策についての意見出し（付箋記入→発表） 20分
 - (2) まとめ（意見のグループ分け）・意見交換 20分
- 3 問題点と解決策についての意見交換・まとめ 20分

事業のコマ (第2回・第3回後半)

※所要時間は目安です

- (1) 事業所管課による、対象事業の説明 5分
- (2) 問題点と解決案について、意見の書き出し
 - 1) 問題点についての意見出し 20分
付箋記入→発表→まとめ (意見のグループ分け)
 - 2) 解決策についての意見出し 20分
付箋記入→発表→まとめ (意見のグループ分け)
- (3) 出された意見についての意見交換・まとめ 20分

外部評価委員会の全体の流れ

1 外部評価の実施 (委員会開催)

第1回
問題点を共有

- (1) 総合振興計画における評価対象施策の位置づけを確認
- (2) 施策についての説明
- (3) 施策の問題点について意見を書き出し、委員会全体で共有、論点を確認

第2回
事業について
意見聴取

- (1) 事業についての説明
- (2) 問題点と解決策について、意見の書き出し
- (3) 意見を委員会全体で共有・まとめ

第3回
解決策の
検討

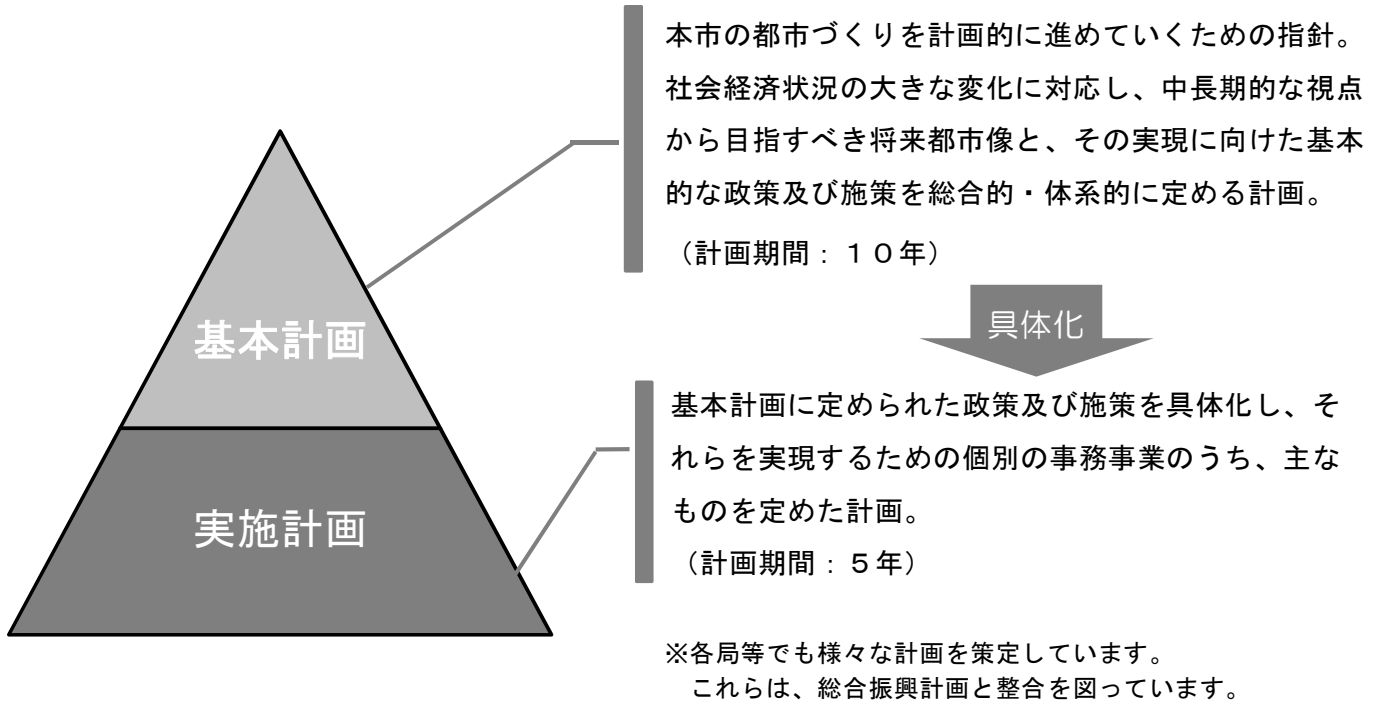
- (1) 施策の問題点を再確認し、解決策について意見の書き出し
 - (2) 意見を委員会全体で共有・まとめ
- ※国の地方創生推進交付金を活用している事業については、第3回で実施

2 報告書の作成 (事務局とりまとめ)

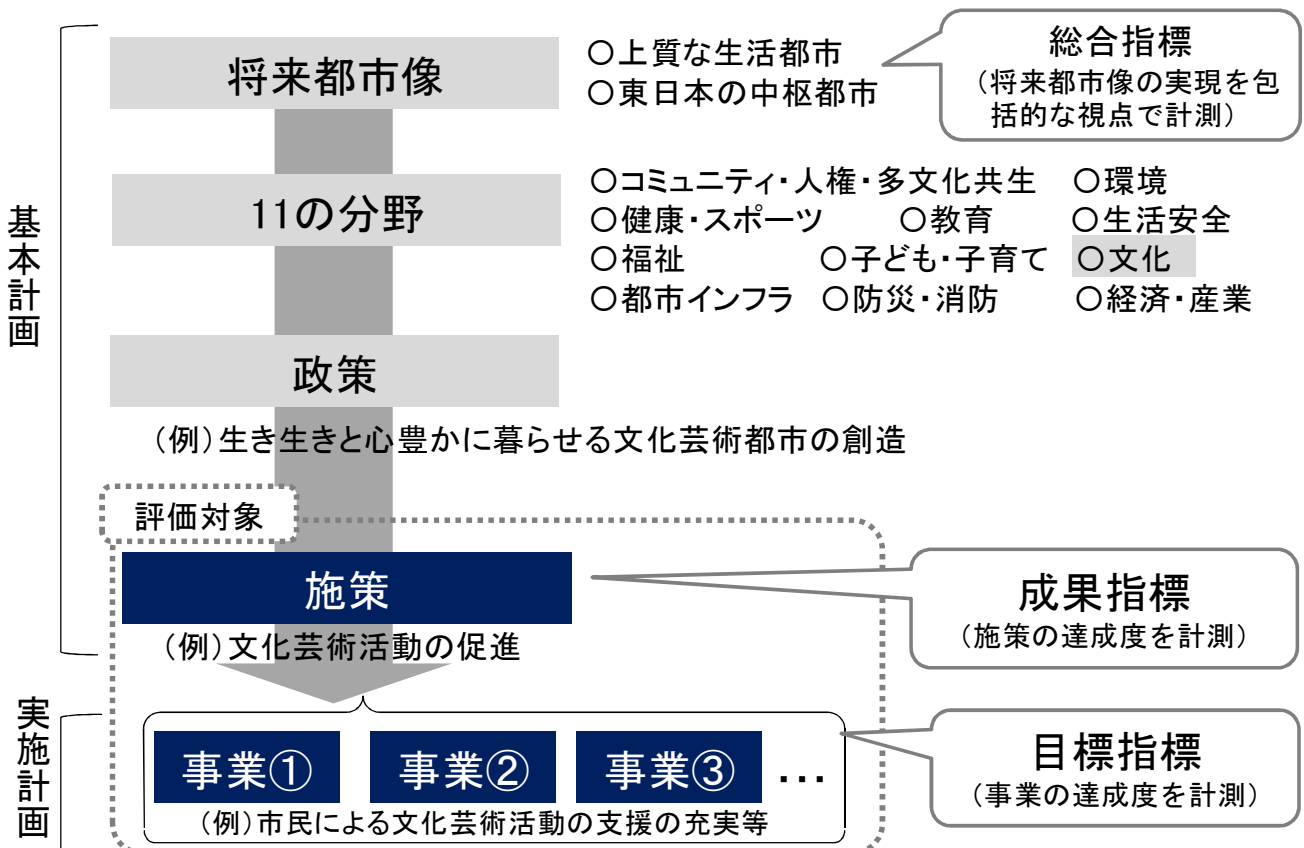
委員会の意見を外部評価の結果として報告書にとりまとめ

事業改善や計画見直しにつなげる

さいたま市総合振興計画の構造



さいたま市総合振興計画の計画体系



評価の対象(施策と事業について)

文化の分野

政策	生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造
目指す方向性	総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造を目指します。

施策のコマ
(第1回・第3回)

施策1	文化芸術を活用したまちの活性化
成果指標	文化芸術に親しめるまちであると感じる市民の割合(「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」と答える市民の割合)
事業	岩槻人形博物館を拠点とした人形文化の振興・発信
目標指標	・岩槻人形博物館来館者数
事業	未来に向けた盆栽文化の継承・発展
目標指標	・大宮盆栽村の認知度 ・大宮盆栽美術来館者数
事業	市民参加型の特色のある国際芸術祭の開催
目標指標	・市民サポーター活動、市民プロジェクト、国際芸術祭の参加者数 ・国際芸術祭の経済効果

施策2	文化芸術活動の促進
成果指標	文化芸術活動(鑑賞を含む)を行う市民の割合(過去1年間に1回以上の文化芸術活動(鑑賞を含む)を行った市民の割合)
事業	市民による文化芸術活動の支援の充実
目標指標	・補助金を活用して市民等が実施した文化芸術事業の件数 ・さいたま市美術展覧会の出品者数
事業	ジュニアソロコンテストの開催による若手の人材育成
目標指標	・出場者が、コンテストを通じて自身が成長することができたと感じる割合
事業	各文化施設の特徴を活かした文化芸術の鑑賞機会の充実
目標指標	・参加者が事業内容に満足した割合

施策3	歴史文化資源の保存・継承・活用
成果指標	歴史文化資源に愛着を感じ大切に思う市民の割合
事業	次世代に向けた歴史文化資源の保存・継承・活用
目標指標	・見沼通船堀を知っている市民の割合 等
事業	新たな視点で市史編さん
目標指標	・市史等の頒布冊数 等

事業のコマ
(第2回)

1 施策概要

〔概要〕

- 関係団体等との連携を図りながら、文化芸術を体験できる参加型事業や、文化芸術活動の成果発表等、市民等が文化芸術活動に参加できる機会の充実に取り組んでいく。
- 文化芸術活動を行う者及びこれに関わる人材の育成や交流機会の提供を始め文化芸術活動を促進するための支援、文化芸術に関する教育の充実に取り組んでいく。
- 多くの人が興味や関心を持つような、親しみやすく新しい魅力を持った文化芸術施策を推進し、多様な文化芸術を鑑賞できる機会の充実に取り組んでいく。

〔背景〕

- 文化芸術は、人々の創造性を豊かにし、生活にゆとりと潤いをもたらし、豊かな人間関係を育むものであるだけでなく、新たな産業を生み出すなどの経済効果をもたらし、ひいては地域の振興に寄与し、活力のある都市づくりに結びつくものである。
- 「生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市」を創造するため、平成24年4月1日に「さいたま市文化芸術都市創造条例」を施行した。
- 「さいたま市文化芸術都市創造条例」に基づき、文化芸術都市の創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成26年3月に、「さいたま市文化芸術都市創造計画」を策定した。令和2年度末までの計画期間満了に伴い、社会情勢の変化等を踏まえて見直しを行い、令和3年3月に新たな「さいたま市文化芸術都市創造計画」を策定した。
- 既存の文化芸術団体は高齢化と規模縮小の傾向にあることから、文化芸術活動団体への支援の仕組みについて、対象範囲や支援内容等を見直していく必要がある。
- 後継者や若手育成に関する支援ニーズが高いことから、文化芸術活動を担う後継者等の育成が求められている。
- 既存の情報媒体が浸透していないことから、既存情報媒体の認知度向上や、新たな手法による情報発信機能の強化が求められている。
- 鑑賞機会の充実等に対する市民ニーズが高い一方で、「参加したい文化芸術活動がない」と答えた市民が多く、特に若者を中心に、市民ニーズと実際行われている活動との間にミスマッチが生じていることから、市民ニーズを反映した鑑賞・参加機会の提供が求められている。

2 成果指標の数値動向・現状分析

〔数値動向〕

成果指標	実績値		指標動向	目標値	
	2年度 (基準値)	3年度 (評価年度)		7年度 (中間)	12年度 (最終)
文化芸術活動(鑑賞を含む)を行う市民の割合 (過去1年間に1回以上の文化芸術活動(鑑賞を含む)を行った市民の割合)	65.4%	61.5%	基準値に対して低下	70%	75%

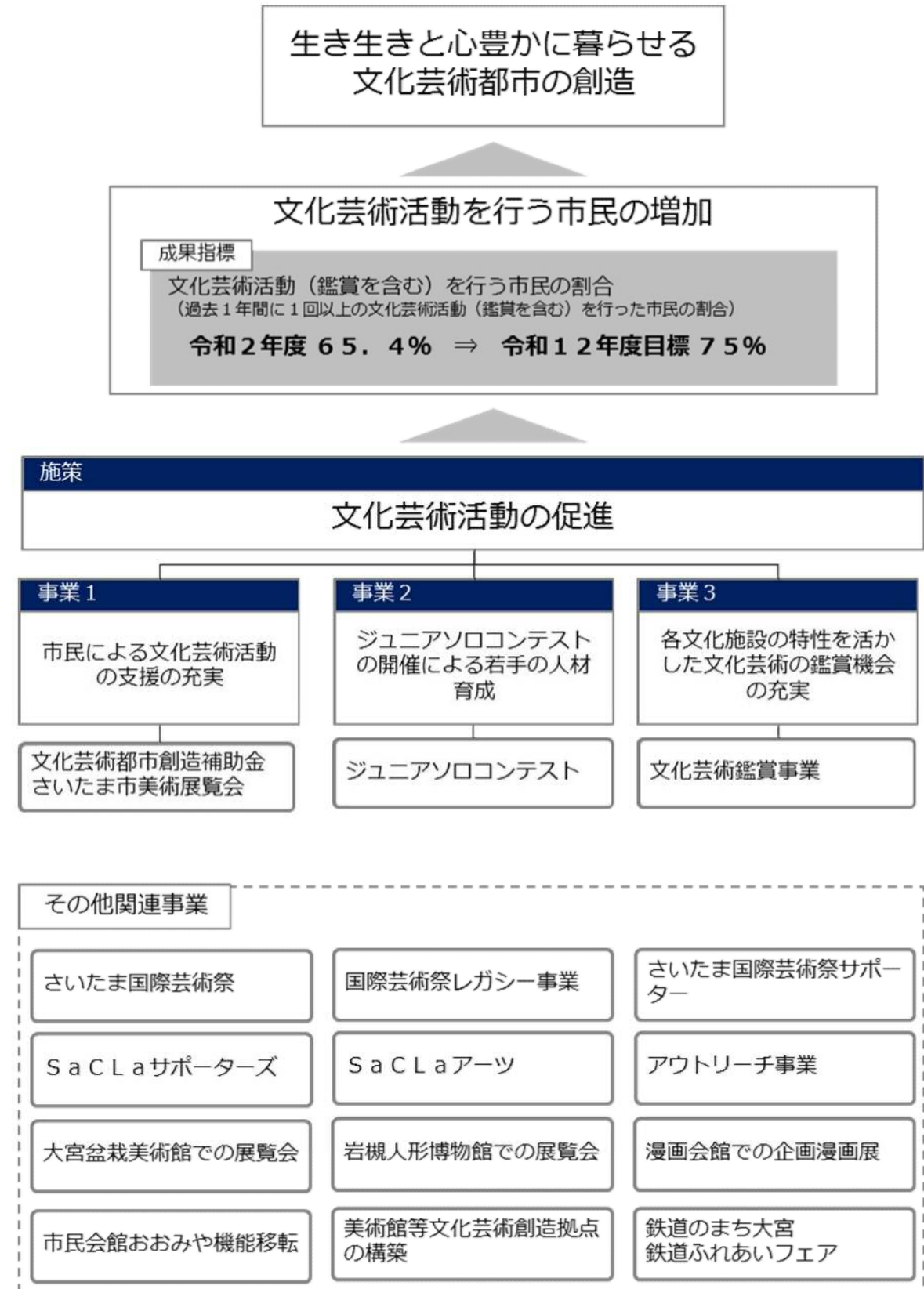
〔現状分析〕

- 成果指標「文化芸術活動(鑑賞を含む)を行う市民の割合」は、令和2年度と比較して3.9%減少している。
- 文化芸術活動の実施や鑑賞をするに当たっては、活動の場や機会の充実が不可欠だが、令和3年度は、令和2年度に引き続き施設の使用制限があったり、文化芸術イベントの中止や規模縮小があったりするなど、十分な機会がなかったことが影響していると考えられる。

3 今後の方向性

- これまでと同様に、十分な感染症対策を講じながら施策の構成事業を進めていくほか、「さいたま市文化芸術都市創造計画」に基づき、文化芸術の鑑賞機会の充実に資する事業を計画的に進める必要がある。
- 文化芸術都市創造補助金の交付対象事業について、市ホームページでイベント情報を周知することにより、文化芸術活動への参加者拡大を目指す。
- 国等が実施する助成事業の周知を行うことにより、市民の文化芸術活動を促進するための支援につなげる等の新たな取組により、「文化芸術活動(鑑賞を含む)を行う市民の割合」の上昇を目指す。

施策イメージ図



令和3年度 施策評価シート

施策基本情報				
分野(章)	第 8 章	文化		
政策(節)	第 1 節	生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造		
目指す方向性	総合かつ持続的な文化芸術の振興を図り、市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造を目指します。			
施策コード・施策	08-1-2	文化芸術活動の促進		
施策展開	1	関係団体等との連携を図りながら、文化芸術を体験できる参加型事業や、文化芸術活動の成果発表等、市民等が文化芸術活動に参加できる機会の充実に取り組みます。		
	2	文化芸術活動を行う者及びこれに関わる人材の育成や交流機会の提供を始め文化芸術活動を促進するための支援、文化芸術に関する教育の充実に取り組みます。		
	3	多くの人が興味や関心を持つような、親しみやすく新しい魅力を持った文化芸術施策を推進し、多様な文化芸術を鑑賞できる機会の充実に取り組みます。		
施策マネジメント局・課	スポーツ文化局	文化振興課	—	—

施策の進捗(評価)							
令和3年度の 施策の進捗	3	評価区分 目標達成度がA(達成)又はB(概ね達成)の事業の割合					
		1 順調	100%				
		2 概ね順調	80%以上100%未満				
		3 やや遅れている	50%以上80%未満				
		4 遅れている	50%未満				
施策を推進する事業 (事業コード・事業名)		事業課	事業ごとの達成度 ※1				貢献度 ※2
1	08-1-2-01 市民による文化芸術活動の支援の充実	文化振興課	C	/	/	/	I
2	08-1-2-02 ジュニアソロコンテストの開催による若手の人材育成	文化振興課	A	/	/	/	I
3	08-1-2-03 各文化施設の特徴を活かした文化芸術の鑑賞機会の充実	文化振興課	B	/	/	/	I
「目標を達成」した事業の割合 (達成度がA又はBの事業の割合)			66%	/	/	/	/
※1 A …「目標を上回って達成」(目標指標の達成率が110%以上)、B …「目標をおおむね達成」(目標指標の達成率が90%以上110%未満) C …「目標を未達成」(目標指標の達成率が90%未満)							
※2 I …貢献している、II …一定程度貢献している 評価理由は、各事業の事業評価シートのCheck(評価)欄「施策に対する事業の貢献度」の「評価」を参照							

成果指標の数値動向									
成果指標	実績値						指標動向 ※	目標値	
	基準値 (実績)	3年度 (評価年度)	4年度	5年度	6年度	7年度		7年度 (中間)	12年度 (最終)
文化芸術活動(鑑賞を含む)を行う市民の割合(過去1年間に1回以上の文化芸術活動(鑑賞を含む)を行った市民の割合)	65.4% (令和2年度)	61.5%	/	/	/	/	▼	70%	75%
※ △…基準値に対して向上 □…基準値に対して横ばい(変動率±0.5%の範囲内) ▼…基準値に対して低下									
現状分析	<p>成果指標「文化芸術活動(鑑賞を含む)を行う市民の割合」は、令和2年度と比較して3.9%減少しています。文化芸術活動の実施や鑑賞をするに当たっては、活動の場や機会の充実が不可欠ですが、令和3年度は、令和2年度に引き続き施設の使用制限があったり、文化芸術イベントの中止や規模縮小があったりするなど、十分な機会がなかったことが影響していると考えられます。</p> <p>実際に、補助金については交付決定後に対象事業が中止となったケースが7件あったほか、ジュニアソロコンテストについては感染症対策を講じながら開催したものの出場をとりやめる方が52人いた等、新型コロナウイルス感染症の影響が数値に表れているものと考えられます。</p>								

施策の進捗に向けた今後の方向性	
取組方針	<p>令和3年度と同様に十分な感染症対策を講じながら施策の構成事業を進めていくほか、それ以外の文化芸術の鑑賞機会の充実に資する事業を計画的に進めていきます。</p> <p>また、文化芸術都市創造補助金の交付対象事業について市ホームページで周知を行うことにより、文化芸術活動への参加者拡大を図るほか、国等が実施する助成事業の周知を行うことにより、市民の文化芸術活動を促進するための支援につなげる等の新たな取組により、「文化芸術活動(鑑賞を含む)を行う市民の割合」の上昇を目指します。</p>

さいたま市総合振興計画外部評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 さいたま市総合振興計画に掲載された施策及び事業に関する進捗度及び成果等について意見を聴取するため、さいたま市総合振興計画外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の末日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長、副委員長及び職務代理者)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長の指名により選出する。
- 4 副委員長は、委員会の進行にあたり、委員長を補佐する。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 4 委員会の会議は、原則として公開とする。

(委員の代理)

第6条 委員長は、委員がやむを得ない事情により委員会に出席することができないときは、その代理の者（以下「代理者」という。）を出席させることができる。

2 代理者は、委員と同一の機関・団体に属する者で、当該委員が指名するものとする。

3 代理者が委員会に出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市戦略本部都市経営戦略部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成30年5月2日から施行する。

(さいたま市まち・ひと・しごと創生有識者懇談会設置要綱の廃止)

2 さいたま市まち・ひと・しごと創生有識者懇談会設置要綱（平成28年6月30日都市戦略本部長決裁）は、廃止する。

附 則（平成30年6月21日決裁）

この要綱は、平成30年6月21日から施行する。

附 則（平成31年4月1日決裁）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月18日決裁）

この要綱は、令和4年5月18日から施行する。